3月使用分から 水道料金が変わります

▽問い合わせ先＝水道事業所（☎内線205）／簡易水道事業所（☎内線172）

市は、市民の皆さんに安全で安心な水道水を安定して供給し、水道事業の健全経営を維持するため、新型コロナウイルス感染症の影響により延期していた水道料金などの改定を、3月使用分（4月支払い分）から実施します。

本号では、水道料金の改定理由や改定のポイントなどについてお知らせします。

水道料金の改定理由

市の水道事業は、現在、旧大船渡市地域（一部地域を除く）を給水区域とする上水道事業と、旧三陸町および赤崎町の一部地域を給水区域とする簡易水道事業により運営しています。

特に上水道事業は、地方公営企業法の適用を受け、水道施設の整備や維持に必要な経費は、水道料金で賄う独立採算制を基本としています。

①上水道料金

現在の上水道料金は平成25年7月に改定したもので、これまで、東日本大震災からの水道施設の復旧・復興を最優先としながら、未給水地域解消のための水道施設整備事業や、給水の安定性を向上させるための老朽管更新事業などを、計画的に進めてきました。

この間、市内経済に配慮するとともに、経常経費の節減、建設改良事業の精査、水道施設の長期的な更新計画による資産管理などにより、料金を据え置いてきましたが、人口減少や節水器具の普及により、料金収入は減少傾向にあります。

一方、猪川町藤沢口地内に整備した第4浄水場の完成に伴い、今後、日頃市町および立根町での配水管布設などのほか、老朽管の布設替えなどに相当の事業費が見込まれます。

使用水量の増加が見込めない中、現在の料金水準で経営を続けた場合、継続的な赤字となり、水道事業の健全な経営が困難になる状況が予想されています。

このため、安定的かつ持続的な水道水の供給を図るため、5ページ表のとおり上水道料金を改定することとしました。

完成した第4浄水場

②簡易水道料金

簡易水道料金は、平成25年7月に上水道料金と統一を図り改定したもので、以降、経常経費の削減、建設改良事業の精査などにより、現行料金を維持してきました。

しかし、上水道事業と同様に、人口減少や節水器具の普及により、料金収入は減少傾向にあり、一般会計からの繰出金に大きく依存せざるを得ない状況となっています。

また、本年度から独立採算制を原則とする企業会計に移行したことも踏まえ、今回、簡易水道料金を改定することとしました。料金は、5ページ表のとおりです。

料金改定に関する条例改正案は、令和2年6月に開催された令和2年市議会第2回定例会で議決されており、今年の3月使用分（4月支払分）から適用します。

料金改定のポイント

1 料金の改定

令和3年3月使用分（4月支払分）から水道料金（基本料金・超過料金）とメーター使用料の料金を改定します。

これまでは、水道の使用目的に応じて、家事用、団体用、営業用などの用途によって基本料金と超過料金が区分されていました。

新料金では、受益者負担の公平性の原則から、現行の「用途別料金」の一部に、設置されている水道メーターの口径で料金を区分する「口径別料金」を取り入れます。

改定率は、平均19・9％の引き上げとなります。

2 激変緩和のための措置

令和3年4月分から令和4年3月分までの料金改定率の上限を25％増とし、これを超える場合は、令和4年度までの2カ年で段階的に引き上げます。

◎計算例

現行料金が2，000円、改定後が2，660円（33％増）となる場合

・令和4年3月使用分までは、料金改定率の上限である25％増の2，500円となります。

・令和4年4月分以降の料金は、2，660円となります。

水道料金Q&A

Q 水道料金を値上げしないとどうなるのですか

A 今後の水需要や水道施設の建設改良計画を踏まえると、毎年赤字が累積します。

これにより、今後、施設の新たな整備・更新や、企業債の返済ができなくなる恐れがあります。

Q 税金で水道事業経営の赤字分を補てんすることはできませんか

A 上水道事業の場合、法律の定めにより基本的に水道料金で賄う「独立採算」が求められています。

独立採算の原則に反して税金で補てんすることは、福祉や教育、道路整備など、税で行うべき市民サービスを低下させることになり、不適切な処理となります。

Q なぜ「口径別料金体系」を取り入れるのですか

A これまでは、水道の利用を促進し、公衆衛生の向上を図るため、「用途別料金体系」を採用してきました。

これは、他の用途の料金を高くすることで家事用の料金を抑えていたものです。

しかし、近年は水道の普及率も向上し、公衆衛生上の問題も解消したことから、全国的により公平性の高い「口径別料金体系」に移行する自治体が増えています。

こうしたことから、市では今回の料金改定で「用途別料金体系」の一部に「口径別料金体系」を取り入れました。

Q 下水道料金も値上げになるのですか

A 今回の改定は、水道料金とメーター使用料だけです。下水道使用料は今までと変わりません。

改定前後の料金とメーター使用料（1カ月当たり）

■基本料金（税込み）と超過料金（税込み／1㎥当たり）

口　径	用　途	基本水量	基本料金 現　行	基本料金 改定後	超過料金 現　行	超過料金 改定後
25㎜以下	家事用	10㎥まで	1,509.20円	1,808.40円	183.70円	220.00円
	団体用		2,099.90円	2,624.60円	261.80円	313.50円
	営業用		2,361.70円	2,829.20円		
30㎜	家事用	10㎥まで	1,509.20円	1,844.70円	183.70円	220.00円
	団体用		2,099.90円	2,857.80円	261.80円	313.50円
	営業用		2,361.70円			

■メーター使用料（税込み）

口　径	現　行	改定後
13ミリ	144.10円	172.70円
20ミリ	222.20円	266.20円
25ミリ	327.80円	392.70円
30ミリ	589.60円	706.20円

30㎜を超える口径の基本料金およびメーター使用料は、ホームページを確認ください。

大船渡市ホームページ

■改定後の水道料金の計算例（税込み）

■家事用
一般家庭での平均使用水量（口径20㎜、使用水量16㎥／月）

内　容	現行料金	改定後の料金
基本料金（10㎥）	1,509円	1,808円
超過料金（16−10＝6㎥）	1,102円（183.70円×6㎥）	1,320円（220.00円×6㎥）
メーター使用料	222円	266円
合計	2,833円	3,394円
差額	561円増額（増加率19.80％）	

▷問い合わせ＝市役所☎0192㉗3111